

◎ 広告物規制は、「屋外広告物法」において屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置などについて必要な規制の基準が定められており、この「屋外広告物法」に基づき、都道府県（政令市及び中核市を含む。）が必要な規制を条例に定めて、都道府県の権限により行う仕組みとなっている。（なお、景観行政団体である市町村も条例を定めることが可能となる。）

東京都においても、「屋外広告物法」の規定に基づき「東京都屋外広告物条例」が制定されていて、この条例により、都の権限において実際の規制が行われている。

なお、別途、地方自治法の仕組み（条例による事務処理の特例）を利用した「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）」の規定に基づき、都知事の権限の一部が市長が管理執行するものとされている（この場合、市の事務となった事務の範囲内で、「東京都屋外広告物条例」の規定が市に関する規定として適用されることとなる。）。

屋外広告物法と東京都屋外広告物条例との具体的な関係及びそれらの概要並びに市長が「特例条例」により管理執行するものとされている主な事務については、次のとおりである。

屋 外 広 告 物 法		東 京 都 屋 外 広 告 物 条 例	
第1条 (目的)	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する	第1条 (目的等)	(屋外広告物法の規定に基づく規制、・・・自主的な規制・・・を定め、) 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する
第2条 (定義)	「屋外広告物（略称：広告物）」とは、 ・ 常時又は一定の期間継続して ・ 屋外で ・ 公衆に表示されるもの であって ・ 看板、立看板、はり紙及びはり札 ・ 広告塔、広告板、建物等の工作物などに掲出され、又は表示されたもの	第2条 (定義)	「屋外広告物（略称：広告物）」とは、 屋外広告物法の定義と同じ

屋 外 廣 告 物 法	東 京 都 屋 外 廣 告 物 条 例
<p>第3条第1項 (広告物の表示等の禁止)</p> <p>都道府県は、<u>条例</u>で 広告物の表示・掲出物件の設置を禁止する地域又は場所 を定めることができる</p> <p>※「掲出物件」とは、広告物を掲出する物件</p>	<p>第6条 (禁止区域)</p> <p>次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域 ・風致地区 ・国又は公共団体が管理する公園、緑地、河川など <p>適用除外広告物（第13条～第17条に規定）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの (2)公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン (3)自家用広告物で条件に合うもの (4)自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの (5)冠婚葬祭や祭礼のためのもの (6)講演会、展覧会、音楽会等のためのもの (7)塀又は仮囲いに表示するもの (以下は適用除外とはなるが表示・設置には知事の許可が必要) ⇒特例条例による市の事務（注） (8)(3)に該当しない自家用広告物で条件に合うもの (9)公共的目的をもって表示する道標・案内図板等 (10)電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するものなど

屋 外 廣 告 物 法		東 京 都 屋 外 廣 告 物 条 例	
第3条第2項	都道府県は、 <u>条例</u> で 広告物の表示・掲出物件の設置を禁止する 物件 を定めることができる	第7条 (禁止物件)	①次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しては ならない。 ・橋 ・街路樹 ・送電塔、照明塔、煙突 など ②次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示 し、又は設置してはならない。 ・電柱、街路灯柱、消火栓標識 など 適用除外広告物（第13条に規定） 上記の(1)～(5)など
第4条 (広告物の表 示等の制限)	都道府県は、 <u>条例</u> で 広告物の表示・掲出物件の設置について許 可制とするなどの制限 を定めることができる	第8条 (許可区域)	次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しよ うとする者は、 知事の許可 を受けなければならない。 ⇒特例条例による市の事務（注） ・特別区、市、町の区域 など 適用除外広告物（第13条及び第14条に規定） 上記の(1)～(7)など

屋 外 広 告 物 法		東 京 都 屋 外 広 告 物 条 例	
第5条 (広告物の表示の方法等の基準)	都道府県は、 <u>条例</u> で 広告物の形状 面積 色彩 意匠 その他表示の方法の基準 掲出物件の形状 その他設置の方法の基準 広告物、掲出物件の維持の方法の基準 を定めることができる	第9条 (地区計画等の区域における基準)	知事は、地区整備計画等の内容として定められた広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)に関する事項をこの条例の規定による基準として東京都規則で定めることができる。 ⇒5箇所の地区計画区域における広告物等の基準を東京都規則(東京都屋外広告物条例施行規則)において規定
		第13条～第17条 (適用除外など)	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止区域、禁止物件、許可区域に許可を受けずに表示・設置できる広告物等・・・上記(1)～(5)など(第13条) ・禁止区域、許可区域に許可を受けずに表示・設置できる広告物等・・・上記(6)、(7)など(第14条) ・禁止区域に許可を受けて表示・設置できる広告物等・・・上記(8)～(10) ⇒特例条例による市の事務(注) など(第15条) ・非営利広告物等は、第6条の禁止区域のうちの一部に許可を受けずに表示・設置できる。(第17条) ※非営利広告物等・・・非営利目的のためのはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕又はアドバルーンで次に掲げる要件をすべて満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・宣伝、集会、行事等を表示するもので収益を目的としないもの又は政治活動、労働運動として行うもの ・表示期間が30日以内 ・表示面積が1㎡以下(立看板は3㎡以下) ・表示者名又は連絡先を明記

屋 外 広 告 物 法		東 京 都 屋 外 広 告 物 条 例	
第6条 (景観計画との関係)	景観法に基づく景観計画に広告物の表示、掲出物件の設置に関する行為の制限が定められた場合は、 景観計画を策定した景観行政団体における <u>条例</u> は、景観計画に即して定めるものとする。		
		第20条 (管理義務)	広告物等の所有者等は、 広告物等に関し、必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。
		第21条 (規格の設定)	知事が広告物等の規格を規則で規定したときは、これによらなければならない。 (表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等の規格) ⇒東京都屋外広告物条例施行規則第19条及び別表第3で規格を詳細に規定
		第22条 (広告物等の総表示面積の規制)	近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10mを超える建築物に表示する広告物等(表示期間7日以内のものを除く。)の表示面積の合計は、規則で定める基準により算定した面積を超えてはならない。 ⇒東京都屋外広告物条例施行規則第20条で基準を規定
		第23条 (許可の申請)	許可を受けようとする者は、 知事に申請 しなければならない。 ⇒特例条例による市の事務(注)

屋 外 広 告 物 法		東 京 都 屋 外 広 告 物 条 例	
		第27条 (変更及び継続の許可)	許可を受けた後、広告物の表示内容の変更、広告物等の改造、移転をしようとするときは、 知事の許可 を受けなければならない。 ⇒特例条例による市の事務(注) 許可の期間満了後、継続して広告物等の表示又は設置をするときは、許可期間満了日までに更に 知事の許可 を受けなければならない。 ⇒特例条例による市の事務(注)
第7条 (違反に対する措置)	知事は、 条例 で定めるところにより、 条例違反広告物等の表示又は設置の停止、除却等 を命ずることができる。	第31条 (許可の取消し及び行政措置命令)	(許可を受けた広告物等が景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったとき) 知事は、許可を取り消すことができる。 ⇒特例条例による市の事務(注) 又は、 知事は 、当該広告物等の改修、移転、除却等を命ずることができる。 ⇒特例条例による市の事務(注)
		第32条	(条例違反広告物等があるとき) 知事は、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、 ⇒特例条例による市の事務(注) 又は改修、移転、除却等を命ずることができる。 ⇒特例条例による市の事務(注)
		第33条 (公表)	(条例違反広告物等の設置の停止、除却等の命令に従わないとき) 知事は、その旨を公表することができる。
		第65条 (報告等の徴取)	(条例の施行に必要な限度において) 知事は、広告物の表示者等から報告又は資料の提出を求めることができる。 ⇒特例条例による市の事務(注)
		第66条 (立入検査等)	(条例の施行に必要な限度において) 知事は、職員に、広告物等の存する土地又は建築物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。 ⇒特例条例による市の事務(注)

屋外広告物法		東京都屋外広告物条例	
第27条 (大都市の特例)	指定都市及び中核市においては、 この法律中都道府県が処理することとされている事務 を処理する。		
第28条 (景観行政団体である市町村の特例等)	都道府県は、 <u>条例</u> で定めるところにより、 地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定によるもののほか、 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条の規定に基づく<u>条例</u>の制定・改廃に関する事務を、 景観行政団体である市町村が処理することができる。		
第34条 (罰則)	第3条、第4条、第5条、第7条の規定に基づく <u>条例</u> には、 罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。	第68条・第69条 (罰金)	30万円以下の罰金 ・禁止区域、禁止物件における広告物等の表示又は設置(一部のはり紙、はり札等、広告旗、立看板等を除く。) ・許可を要する広告物等について許可を受けない表示又は設置 ・広告物等の表示・設置の停止、改修、移転、除却等命令違反など 20万円以下の罰金 ・報告等徴収、立入検査等拒否など

(注) 特例条例による市の事務となるもの・・・許可申請書の受理及び許可書の交付を除き、一定範囲内(別紙参照)の広告物等に係るものに限る。